

「こうのとりのゆりかご」第3期検証報告書（概要版）

この報告書は、平成19年5月10日に熊本市の慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」に関し、平成23年10月1日～平成26年3月31日の期間（第3期）における運用・預け入れ状況の分析と評価、並びにその存在を通して浮かび上がる社会的課題等について「熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりのゆりかご専門部会」で検証したものである。

第1章 ゆりかごについて

1 ゆりかご設置の経緯

ゆりかごは、熊本市の慈恵病院が、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいという思いから、匿名で子どもを預かる施設として計画したものである。

国等において、ゆりかごへの匿名での預け入れ行為が保護責任者遺棄罪等に該当しないかどうかの検討がなされたが、「直ちに違法とは言えない」との判断から、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の遵守を条件として熊本市が設置を認めたものである。

2 ゆりかごのモデルとなった現在のドイツの状況

慈恵病院が当初ゆりかごのモデルとしていたドイツでは、2009年（平成21年）11月にドイツ倫理審議会が「赤ちゃんポスト」及び「匿名出産」を廃止するよう勧告した。2014年（平成26年）5月に妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とした「内密出産法」が施行され、既存の「赤ちゃんポスト」、「匿名出産」や「匿名による引渡し」の代わりとなり得る「内密出産制度」が導入されている。

同法では、母親の個人情報は厳重に保護され、子どもは16歳になってからその情報を知ることができるが、母親が情報開示を拒否すれば家庭裁判所において開示するかどうかを決定することとなる。

※ 「匿名出産」とは妊娠した母親が身元を明かさずに医療施設において出産することであり、「内密出産」とは妊娠した母親が相談機関では身元を明かしたうえで、医療施設において匿名で出産することを言う。

第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景

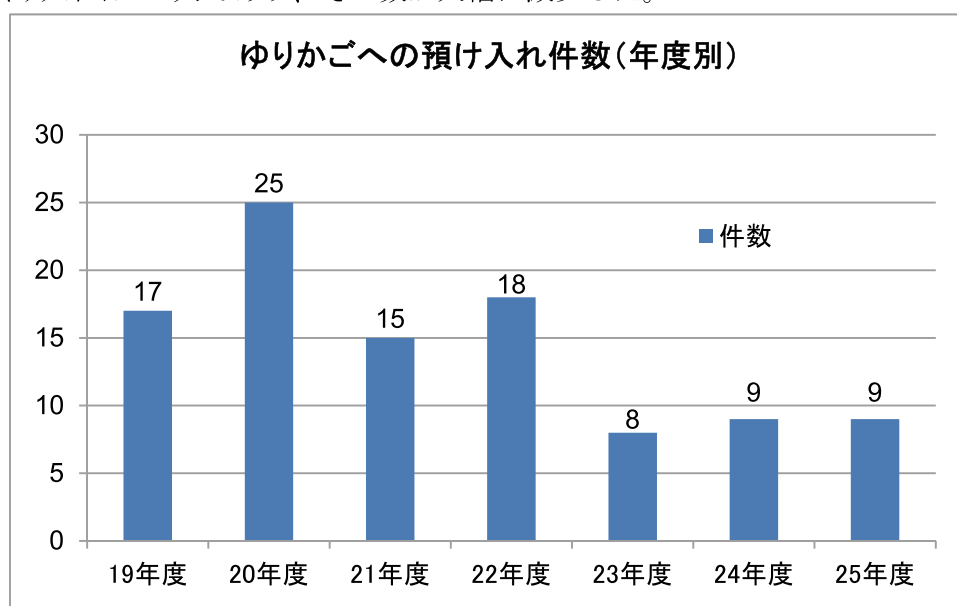
1 ゆりかごの預け入れ状況と背景

📊 「ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧」 P. 9～P. 11 参照

2 第3期における預け入れ状況と特徴

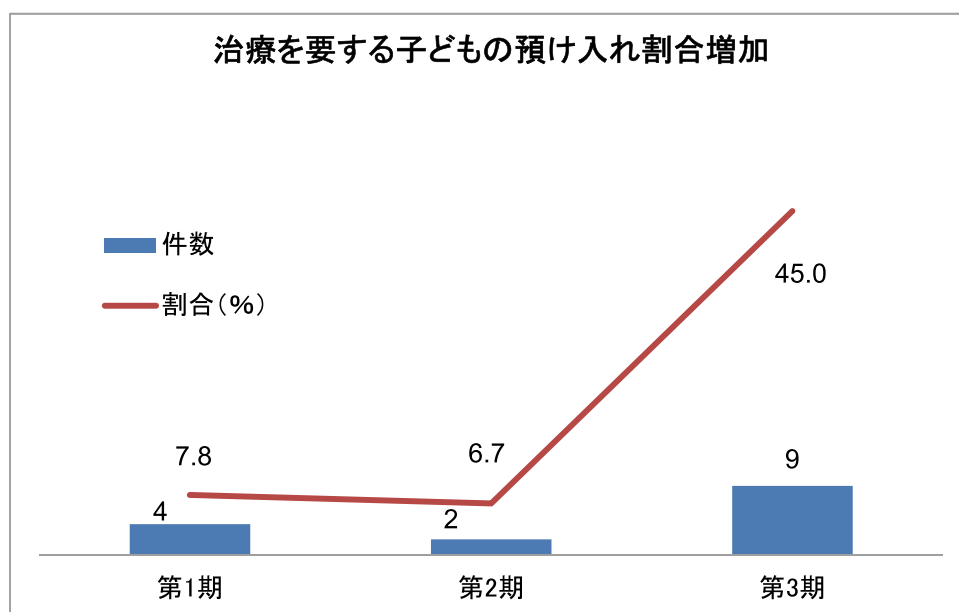
📊 預け入れ数の減少

ゆりかごに預け入れられた子どもは累計で101人となったが、第3期における預け入れは20人であり、その数が大幅に減少した。



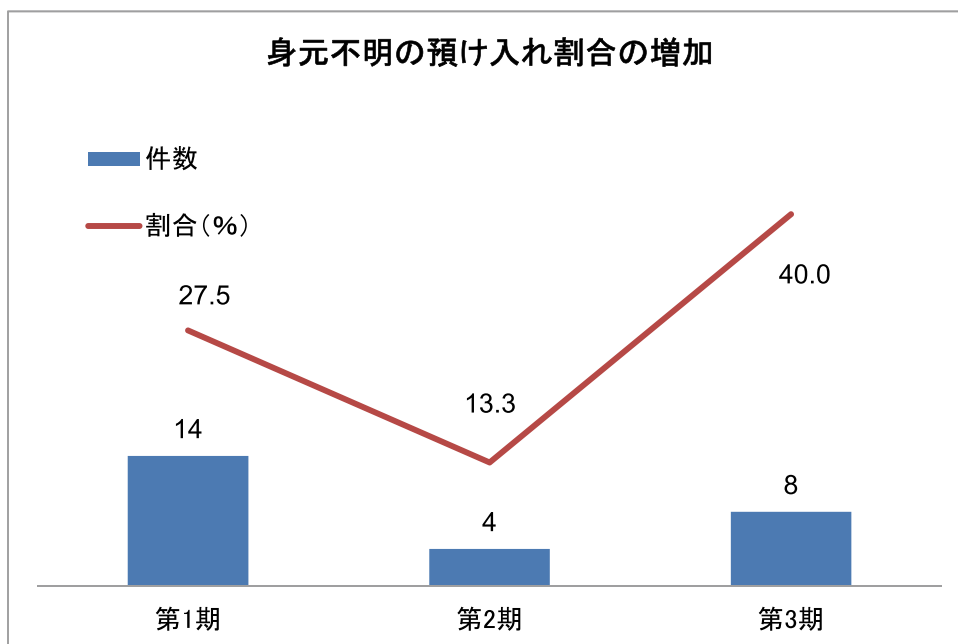
📊 治療を要する子どもの割合の増加

低体温、低出生体重児等の理由により、預け入れ後そのまま入院等の治療を要した子どもの割合が45.0%と大幅に増加した。



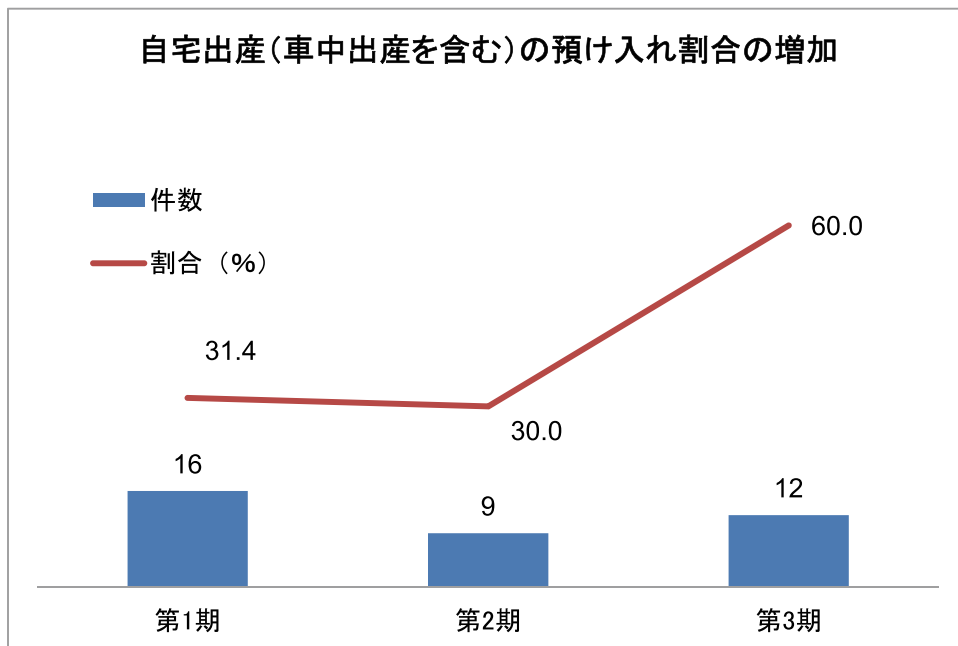
🚦 身元不明事例の割合の増加

預け入れに来た者と接触できなかったり、接触できても匿名性を盾に預け入れに来た者が身元を明かさないなどの理由により、身元不明の割合が40.0%と大幅に増加した。また、慈恵病院側の預け入れに来た者と積極的に接触しない方針も、身元不明の増加に影響しているものと考えられる。



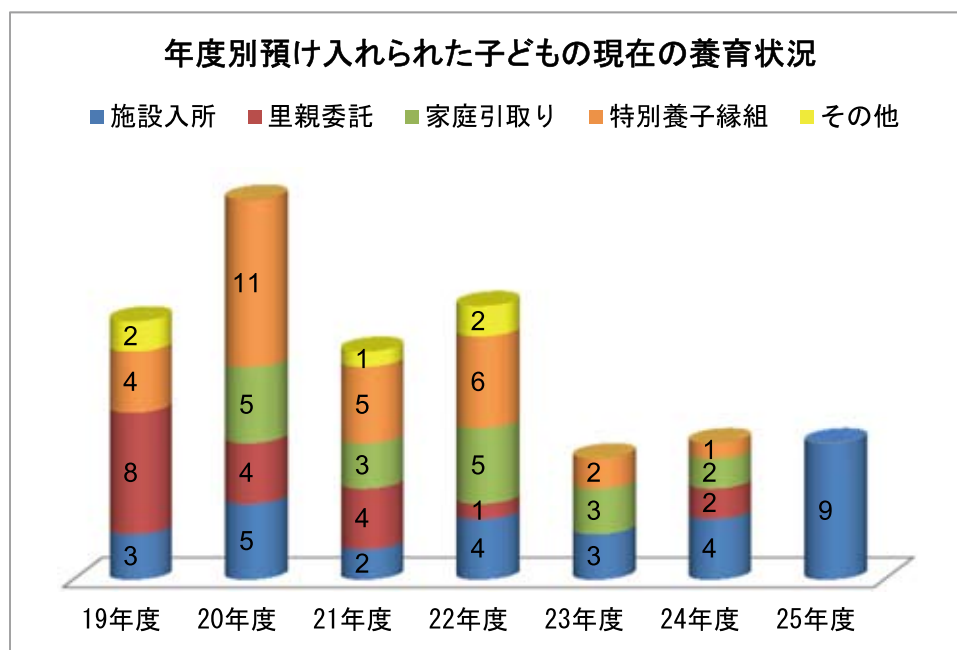
🚦 自宅出産の割合の増加

車中出産を含む自宅出産の割合が60.0%とそれまでの約2倍に増加した。



3 預け入れられた子どものその後の養育状況

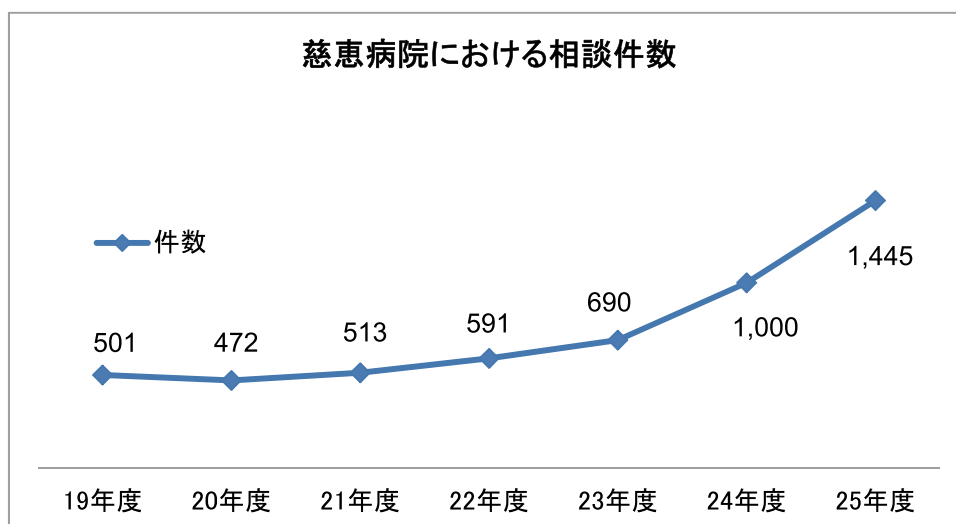
全 101 事例中、平成 26 年 3 月 31 日時点で身元が判明しているものが 82 件、身元不明が 19 件となっているが、身元の判明・不明にかかわらず、預け入れられた子どもの養育状況は、預け入れ後の時間の経過とともに乳児院・児童養護施設への養育委託から里親への養育委託、特別養子縁組の成立の割合が高くなっており、より家庭的養育へと移行している。



第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

✚ 慈恵病院における相談件数の増加

慈恵病院では思いがけない妊娠等に悩む者を対象とした24時間365日の無料電話相談窓口を設けているが、平成 25 年 11 月に慈恵病院を舞台としたドラマが放送された影響等から、それ以降相談件数が大幅に増加している。



第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

自宅出産や預け入れのために長距離を移動することに伴う危険性

第1期、第2期同様に、第3期においても出産後間もない母子がゆりかごに預け入れるために長距離を移動する事例が多く、母子ともに生命の危険にさらされる可能性が高い。また、低出生体重児等により治療を要する預け入れの増加は、自宅出産等が影響しているものと推測される。

ゆりかごに預け入れられた子どもの父親の当事者としての自覚

女性が妊娠すると行方不明となったり、出産しても認知しなかったり、妊娠後何ら支援を行わない等、ゆりかごに預け入れられた子どもの父親の当事者としての自覚に欠ける事例が目立った。

2 ゆりかごの運用面と対応における課題

預け入れに来た者との接触の努力

第3期は、身元の判明しない預け入れ事例の割合が増加しているが、子どもにとって身元が分からないことは、その後の養育にさまざまな支障が生じることとなる。慈恵病院は、預け入れに来た者に対し子どもの出自の重要性を理解してもらうよう努力するとともに、さらに預け入れに来た者との接触に努め、手がかりを残してもらうような方策などの検討が必要である。

特異な預け入れ事例

第3期において初めてゆりかごの扉の外に子どもを置く事例が発生した。理由は明らかではないが、子どもが床に落下した場合等を想定すると、ゆりかごが抱える新たな危険性が改めて露見した。

障がいのある子どもの預け入れ事例

これまでに預け入れられた子ども全101件中、障がいのある子どもが11件預け入れられた。子どもに障がいがあることが預け入れの理由かどうかは明らかでないが、決して少ないとは言えない状況であり、ゆりかごの新たな課題となる懸念がある。

3 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

里親支援の強化

早い時期から家庭的な環境で養護されることは子どもの人格形成上重要であり、今後とも国・自治体や児童相談所は里親制度の周知や里親支援の強化などに努める必要がある。

預け入れ後相当の期間経過後の実親の判明

特別養子縁組成立後や特別養子縁組を前提とした里親委託中に、子どもの実親が判明し、子どもの引き取りを希望する事例があった。

養子縁組あっせん事業について

平成26年4月1日現在において養子縁組あっせん事業者は全国で18事業者となっているが、子どもの思春期の時期に起こるであろう様々な問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法について、国等において十分な議論がなされたとは言い難い状況である。

4 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

子どもの成長に応じた適切な支援のあり方について検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様である。

5 出自が不明であることの課題について

子どもについて

匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、子どもの出自を知る権利を損なうことにも繋がりがかねない。また、身元が判明していない子どもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになる。

父母について

子どもを預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援に活かすことができるが、子どもの身元が判明しない場合、預け入れられた理由が分からず、こうした行政の支援の充実を図る糸口すら掴めないこととなる。

第5章 ゆりかごへの評価

1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が分からない事態は避けなければならない。

生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

自宅出産や生後間もない子どもの遠方からの預け入れが続いており、母子の生命にかかわる事故がいつ発生しても不思議ではない。また、障がいや治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例も新たに発生しており、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって安全性が確保されていると評価することは難しい。

「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

第3期においては預け入れに来た者との接触ができなかった事例が多かったことから、「安易な預け入れにつながっていないか」との評価は十分にできなかった。

ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、援助に結びつく入り口となり得るが、子どもの人権及び養育環境を整える面から、最後まで匿名を貫くことは容認できない。

2 公的機関の対応面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもの処遇については、子どもの最善の利益の観点から、公的機関においてそれぞれの事情に応じた養育先が選定されるなどの努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」といった視点がより明確化された運用がなされている。

第6章 今後の対応策 — 各機関への要望 —

1 慈恵病院に対する要望

相談業務の充実

ゆりかごの運営と一体となっている相談業務をさらに充実していただきたい。

預け入れに来た者との接触の努力

病院は預け入れに来た者との接触を積極的に行っているとは言い難い状況であり、子どもの身元判明のためにあらゆる努力を払っていただきたい。

2 熊本市に対する要望

慈恵病院への身元判明に向けた行動の要請

慈恵病院に対し、子どもの身元判明に繋がるよう預け入れに来た者との接触に最大限の努力を払うよう要請をしていただきたい。

里親の推進及び支援

里親委託をさらに推進するとともに、子どもの成長とともに生じる様々な課題などについて、里親に対する十分な支援を行っていただきたい。

ゆりかごから見える諸課題等の周知

第4章で述べた諸課題やゆりかごをとりまく状況について、国や全国の行政・関係機関等に対して周知していただきたい。

3 国に対する要望

相談窓口・支援制度の充実・周知

事前の相談があればゆりかごへの預け入れを回避できた事例もあることから、妊娠・出産・子育て支援に関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。

4 全国の行政・関係機関に対する要望

相談窓口・支援制度の充実・周知

上記「3 国に対する要望」に同じ。

ゆりかごに預け入れられた子ども・家庭への支援

家庭引取りの措置をとる場合、ゆりかごに預け入れられた経緯を十分にふまえ、保護者の精神的ケアも含め、子どもの最善の利益を考え対応をしていただきたい。

ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧

(単位:件、%)

			第1期		第2期		第3期		合 計	
項目	細項目		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
預け入れ件数			51	100.0	30	100.0	20	100.0	101	100.0
発見日時	曜日別	日 曜	8	15.7	4	13.3	3	15.0	15	14.9
		月 曜	4	7.8	4	13.3	3	15.0	11	10.9
		火 曜	7	13.7	2	6.7	1	5.0	10	9.9
		水 曜	7	13.7	5	16.7	3	15.0	15	14.9
		木 曜	10	19.6	4	13.3	0	0.0	14	13.9
		金 曜	8	15.7	1	3.3	5	25.0	14	13.9
		土 曜	7	13.7	10	33.3	5	25.0	22	21.8
	時間帯別	0～6時	8	15.7	6	20.0	3	15.0	17	16.8
		6～12時	6	11.8	2	6.7	3	15.0	11	10.9
		12～18時	17	33.3	12	40.0	9	45.0	38	37.6
		18～24時	20	39.2	10	33.3	5	25.0	35	34.7
	性 別		男	28	54.9	12	40.0	10	50.0	50
女			23	45.1	18	60.0	10	50.0	51	50.5
年 齢 第3期より「早期新生児 (生後7日未満)」を追加した ため、第1期・第2期について も表示		新生児 (生後1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	83	82.2
		(うち早期新生児 (生後7日未満))	21	41.2	17	56.7	10	50.0	48	47.5
		乳 児 (生後1ヶ月～生後1年未満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	12	11.9
		幼 児 (生後1年～就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	6	5.9
新生児の体重		1,500g未満 (超低出生体重児)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		1,500以上2,500g未満 (低出生体重児)	7	16.3	1	4.8	3	15.8	11	13.3
		2,500g以上	36	83.7	20	95.2	16	84.2	72	86.7
健康状態		健 康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	86	85.1
		医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	15	14.9
身体的虐待の疑い		虐待の疑いのあった件数	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
病院からの手紙の持ち帰り		手紙の持ち帰りの件数	36	70.6	23	76.7	18	90.0	77	76.2
遺留物	有の件数	置かれていたもの (着衣以外)の件数	37	72.5	16	53.3	10	50.0	63	62.4
	親の手紙	父母等からの 手紙のあった件数	21	41.2	8	26.7	5	25.0	34	33.7
戸 籍		熊本市が戸籍 を作成した件数	14	27.5	4	13.3	8	40.0	26	25.7
事後接触	接触の有無	父母等からの事後 接触の有無	13	25.5	6	20.0	1	5.0	20	19.8
	接触の時期	当日	3	23.1	3	50.0	0	0.0	6	30.0
		2日目～1週間未満	6	46.2	2	33.3	1	100.0	9	45.0
		1週間以上～1月未満	2	15.4	1	16.7	0	0.0	3	15.0
		1月以上	2	15.4	0	0.0	0	0.0	2	10.0

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		合 計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
父母等の居住地	県 内	0	0.0	6	20.0	2	10.0	8	7.9
	九州(熊本県以外)	13	25.5	7	23.3	5	25.0	25	24.8
	四 国	1	2.0	0	0.0	0	0.0	1	1.0
	中 国	4	7.8	1	3.3	2	10.0	7	6.9
	近 畿	4	7.8	4	13.3	1	5.0	9	8.9
	中 部	7	13.7	1	3.3	0	0.0	8	7.9
	関 東	11	21.6	7	23.3	1	5.0	19	18.8
	東 北	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北海道	0	0.0	0	0.0	1	5.0	1	1.0
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	23	22.8
父母等引取り	父母等が引き取った件数	7	13.7	4	13.3	1	5.0	12	11.9
母親の年齢	10代	6	11.8	4	13.3	2	10.0	12	11.9
	20代	21	41.2	13	43.3	4	20.0	38	37.6
	30代	10	19.6	8	26.7	3	15.0	21	20.8
	40代	3	5.9	1	3.3	3	15.0	7	6.9
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	23	22.8
預け入れに来た者 (複数回答)	母 親	38	74.5	22	73.3	12	60.0	72	71.3
	父 親	10	19.6	6	20.0	2	10.0	18	17.8
	祖父母	12	23.5	5	16.7	1	5.0	18	17.8
	その他	12	23.5	5	16.7	3	15.0	20	19.8
	不 明	6	11.8	4	13.3	8	40.0	18	17.8
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	46	45.5
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	6	5.9
	自 宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	35	34.7
	車 中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	2.0
	不 明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	12	11.9
母親の婚姻状況 第3期より 「死別」を追加	既婚(婚姻中)	10	19.6	12	40.0	3	15.0	25	24.8
	離 婚	13	25.5	3	10.0	3	15.0	19	18.8
	死 別					1	5.0	1	1.0
	未 婚	17	33.3	11	36.7	5	25.0	33	32.7
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	23	22.8
ゆりかごまでの 主たる移動(交通)手段	車(自家用車)	21	41.2	13	43.3	9	45.0	43	42.6
	航空機	7	13.7	3	10.0	2	10.0	12	11.9
	新幹線等鉄道	15	29.4	9	30.0	2	10.0	26	25.7
	その他(上記以外)	0	0.0	1	3.3	2	10.0	3	3.0
	不 明	8	15.7	4	13.3	5	25.0	17	16.8

(単位:件、%)

		第1期		第2期		第3期		合 計		
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
家庭の状況	ひとり親家庭	11	21.6	2	6.7	4	20.0	17	16.8	
	その他	40	78.4	28	93.3	16	80.0	84	83.2	
きょうだいの状況	あ り	24	47.1	12	40.0	7	35.0	43	42.6	
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	23	22.8	
	な し	16	31.4	14	46.7	5	25.0	35	34.7	
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	23	22.8	
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	16	15.8	
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	6	5.9	
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	23	22.8	
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	17	16.8	
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	16	15.8	
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	23	22.8	
ゆりかごに 預け入れた理由 (第2期、第3期は複数回答) (預け入れに来た者からの 聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	22	21.8	
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	4	4.0	
	未 婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	18	17.8	
	不 倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	13	12.9	
	世間体・戸籍	世間体	3	5.9	6	20.0	1	5.0	18	17.8
		戸籍 (に入れたくない)	8	15.7						
	パートナーの問題		2	3.9	6	20.0	4	20.0	12	11.9
	養育拒否		2	3.9	2	6.7	2	10.0	6	5.9
	育児不安・負担感						0	0.0	0	0.0
	その他	その他	4	7.8	5	16.7	1	5.0	12	11.9
		強 姦	0	0.0						
		母親のうつ・精神障がい	1	2.0						
		友人の勧め	1	2.0						
	不 明		14	27.5	4	13.3	8	40.0	26	25.7

「ゆりかごに預け入れた理由」の項目整理について
第1期の「このとりのゆりかご検証会議・最終報告」では、ゆりかごに預け入れた理由について、13項目で公表されている。

その後、下記のとおり、項目整理及び計上方法の見直しを行い、整理した。

第2期

項目の見直し(13項目→9項目)

- ・「世間体」「戸籍(に入れたくない)」 「世間体・戸籍」
- ・「強姦」「母親のうつ・精神障がい」「友人の勧め」 「その他」

計上方法の見直し

- ・主たる理由ひとつの単数回答 当てはまる項目を複数選ぶ複数回答

第3期

項目の見直し(9項目→10項目)

- ・追加 「育児不安・負担感」

第1期の数値は、県検証報告書で報告された数値を、平成22年3月31日現在で時点修正したもの。

熊本市要保護児童対策地域協議会
 こうのとりのゆりかご専門部会委員名簿

氏 名	役 職	分 野
部会長 山縣 文治	関西大学人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座特任教授	小児科
山崎 史郎	熊本学園大学社会福祉学部教授	心理学
上村 宏洸	熊本県養護協議会会長 (福) 龍山学苑理事長	福祉施設
服部 陵子	はっとり心療クリニック院長	児童精神科

こうのとりのゆりかご第3期検証報告書【概要版】

平成26年9月発行

熊本市健康福祉子ども局子ども支援課
 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
 電話 096-328-2158 FAX 096-351-2183
 電子メール kodomoshien@city.kumamoto.lg.jp